

## 上尾市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、就職や安定した就労のために有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度です。

### 《対象となる方》

ひとり親家庭の親で、次のすべての要件を満たす人。

- ①市内に住所があり、現に20歳未満の児童を扶養している。
- ②児童扶養手当を受給している、または本人が同様の所得水準である。
- ③養成機関において6か月以上の課程を修業し、資格取得が見込まれる。
- ④就業または育児と修業の両立が困難であると認められる。
- ⑤過去に当給付金の支給を受けたことがない。

### 【参考】児童扶養手当の所得制限額

扶養	所得制限額	
0人	208万円未満	・所得制限額未満の場合、児童扶養手当と同様の所得水準となります。
1人	246万円未満	・扶養とは税法上の扶養人数を指します。
2人	284万円未満	・所得には養育費の8割相当額が加算されます。
3人	322万円未満	・一律控除（8万円）のほか諸控除が適用されます。 例）障害者控除、雑損控除、医療費控除など

### 《対象となる資格》

- 看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生士・調理師
- 雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる指定教育訓練のうち、訓練期間が6か月以上の資格  
※指定教育訓練は、厚生労働省ホームページ（教育訓練講座検索システム）で確認できます。  
※一般教育訓練対象講座はデジタル分野の資格に限ります。

### 《支給期間》

修業する期間（最大4年間）

### 《支給額》

- ・市民税非課税世帯（本人及び同居の家族全員が非課税） …月額 100,000円
- ・市民税課税世帯（本人及び同居の家族のうち1人でも課税） …月額 70,500円
- ※ 最終学年（受講修了前12か月間）は40,000円が加算されます。
- ※ 1日も出席がない月については支給されません。
- ※ 毎年8月に所得判定年度の切り替えがあります。課税・非課税の変化により支給額が変更となる場合があります。

### 《お問い合わせ・事前相談の予約》

当制度を利用するためには、対象資格や受給要件を確認するため、事前相談が必要です。受講を申し込む前に、相談日程の予約をお願いします。

上尾市こども未来部こども支援課 ひとり親支援担当

電話：048-775-6819（直通）

受付時間：月～金曜日（祝・休日除く） 8時30分～17時00分

（手続きのながれは裏面参照）

## 《手続きのながれ》

### ①事前相談（受講申し込み前）※要予約

- ・受講を申し込む前に、対象講座や受給要件を確認する事前相談が必要です。

#### 【必要な持ち物】

- 希望する養成機関の内容が分かるもの（入学希望の学校案内等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

### ②支給申請（受講開始後）

- ・修業を開始した日（入学日）の同月中に、次の書類等をそろえて支給申請を行ってください。

#### 【必要な持ち物】

- 在籍証明書（養成機関の長が在籍を証明する書類）
- 申請者名義の振込先口座が分かるもの（通帳・キャッシュカード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 委任状（同居の家族の所得が上尾市で確認できない場合※）
- 同意書（申請者または同居の家族の所得が上尾市で確認できない場合※）

※「上尾市で所得が確認できない場合」とは、基準日時点の住民登録地が他市町村のため、他市町村に所得情報がある場合です。

基準日（1～7月申請の場合）→申請した年の前年の1月1日

（8～12月申請の場合）→申請した年の1月1日

### ③給付金の請求（受講中）

- ・支給が決定した方は、決定通知書とともに「高等職業訓練促進給付金請求書」を同封しますので、支給対象月の20日から翌月10日までに提出をしてください（提出は毎月必要です）。

### ④修了支援給付金の支給申請（受講修了後）

- ・受講が修了した方は「高等職業訓練修了支援給付金」の申請が可能です。
- ・修了日から30日以内に次の書類等をそろえて支給申請を行ってください。

【支給額】 市民税非課税世帯（本人及び同居の家族全員が非課税） … 50,000円  
市民税課税世帯（本人及び同居の家族のうち1人でも課税） … 25,000円

※「修了支援給付金」は課税対象のため、税の申告が必要です。

#### 【必要な持ち物】

- 卒業証明書・修了証明書（修業していた養成機関の長が修了を証明する書類）
- 通帳・キャッシュカード等（申請者名義の振込先口座が分かるもの）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 委任状（同居の家族の所得が上尾市で確認できない場合※）
- 同意書（申請者または同居の家族の所得が上尾市で確認できない場合※）

※「上尾市で所得が確認できない場合」の考え方は、上記②支給申請と同様です。